

「第12回 都市農地保全自治体フォーラム宣言」

都市農地・農業は安全で新鮮な農産物を供給するだけでなく、食育や防災、環境保全など多面的で重要な機能を有しており、都市住民にとっては失ってはならない大切な財産です。

かつて都市計画法などにおいて、都市農地は宅地化予定地として位置付けられたことにより、東京都内にある都市農地は減少し続け、こうした状況を解決するために、共通の課題を抱えた自治体が結束して都市農地保全推進自治体協議会を設立し、連携して都市農地・農業の保全と振興を目指す活動を進めてきました。

その結果、平成27年、大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業・農地が位置付けられた「都市農業振興基本法」が施行され、平成28年の同法に基づく「都市農業振興基本計画」の策定、平成29年の生産緑地法等の改正、本年9月の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行など、都市農地の保全を前進させる制度が大きく動いており、都市に農地を残すべきと示されました。

私たち都市農地保全推進自治体協議会は、これらの法制度を最大限に活かして都市農地の減少を食い止め、豊かさや潤いを実感できる都市環境を次世代に残すよう努めていく所存であり、立川市でも8月下旬から9月上旬にかけて、農業者を対象に特定生産緑地についての説明会を開催したところです。

さらに協議会としては、この制度をより実効性のあるものにするため、財務省・農林水産省・国土交通省をはじめとする関係省庁の連携により、総合的、横断的な取り組みがなされるよう、今後も国に働きかけていきます。大都市東京の農地が、まさに重要な転換期である今、大都市東京の農地・農業の保全に向けて全力で行動していくことを、ここに宣言いたします。

平成30年11月20日

都市農地保全推進自治体協議会